

あいち消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団活動の活性化及び消防団員の確保を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、愛知県内の消防団員及びその家族（以下「消防団員等」という。）に対し、サービス等の提供をすることにより消防団を応援する企業及び店舗等（以下「応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この制度は、愛知県が公益財団法人愛知県消防協会と相互に協力し実施するものとする。

(応援の店に関する基本的な考え方等)

第3条 応援の店は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱におけるサービス等とは、消防団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスをいう。

(登録の申請)

第4条 応援の店に登録しようとする企業及び店舗等は、あいち消防団応援の店登録申請書（様式第1号）又はあいち消防団応援の店検索サイト内の消防団応援の店登録申請フォームにより、愛知県防災安全局防災部消防保安課長（以下「消防保安課長」という。）に申請するものとする。

- 2 消防保安課長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、応援の店に登録する。ただし、次に掲げる企業及び店舗等については、登録を行わないものとする。

- (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (2) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第3号）に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防保安課長が適当でないと認めるもの

(表示証の交付)

第5条 消防保安課長は、前条第2項の規定による登録を行ったときは、当該企業及び店舗等に表示証（様式第2号及び様式第2号の1）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、ホームページ、映像その他の広告

(消防団員カード等の交付)

第7条 消防保安課長は、市町村を經由して、消防団員等に対し、愛知県内の消防団員であることを示すカード（以下「消防団員カード」という。）（様式第3号）及び消防団員の家族であることを示すカード（以下「消防団員家族カード」という。）（様式第4号）を消防団員1名につき1枚、交付するものとする。ただし、第9条の規定において、愛知県内の市町村が交付する消防団員証及び応援の店利用証等（以下「消防団員証等」という。）又は消防団員家族利用証等（以下「家族利用証等」という。）を提示する場合においては、この限りでない。

(消防団員カード等の有効期限)

第8条 消防団員カード及び消防団員家族カードの有効期限は、カードに記載する日までとする。ただし、有効期限前に消防団を退団したときは、その日までとする。

(消防団員カード等の提示)

第9条 消防団員は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、消防団員カード又は消防団員証等、消防団員であることを示すものを提示しなければならない。

- 2 消防団員の家族が応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、消防団員家族カード又は家族利用証等、消防団員の家族であることを示すものを提示しなければならない。

(遵守事項)

第10条 消防団員等は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 消防団員カード及び消防団員家族カード並びに消防団員証等及び家族利用証等を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 応援の店が定めるサービス等に関して強要しないこと。
- 2 前項の規定に違反して、応援の店に損害を与えたときの責任は、消防団員カード若しくは消防団員家族カード又は消防団員証等若しくは家族利用証等の所有者本人が有する。

(応援の店の公表)

第11条 消防保安課長は、応援の店の名称、住所及びサービス等の内容等を、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消)

第12条 消防保安課長は次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すこと

ができる。

- (1) 応援の店が事業を廃止等したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき
- (3) 第4条第2項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき
- (4) 応援の店としての登録が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を消防保安課長に返還しなければならない。

(登録事項の変更)

第13条 登録を受けた応援の店は、登録事項を変更しようとするときは、1か月前までに、あいち消防団応援の店登録事項変更届出書（様式第5号）又はあいち消防団応援の店検索サイト内の消防団応援の店登録事項変更フォームより、消防保安課長に届け出なければならない。

2 消防保安課長は、前項の規定による届出があったときは、内容を審査し、登録事項を変更するものとする。

(登録の廃止)

第14条 登録を受けた応援の店は、登録を廃止しようとするときは、1か月前までに、あいち消防団応援の店廃止届出書（様式第6号）又はあいち消防団応援の店検索サイト内の消防団応援の店廃止フォームより、表示証を添えて消防保安課長に届け出なければならない。

2 消防保安課長は、前項の規定による届出があったときは、登録を抹消するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防保安課長が別に定める。

附 則

この実施要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和7年4月1日から施行する。